

ID: 1002

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	新潟県立自然公園条例 第14条第2項		
例規番号	昭和43年 新潟県条例第28号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(普通地域)</p> <p>第14条 自然公園の地域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。</p> <p>(1) その規模が規則で定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること。(改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。)</p> <p>(2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>(5) 鉞物を掘採し、又は土石を採取すること(陸域に限る。)</p> <p>(6) 土地の形状を変更すること。</p> <p>2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日